

つがいけマウンテンリゾート約款

第1章 総則

(事業者)

第1条 つがいけマウンテンリゾート（以下「当スキー場」といいます。）は、梅池ゴンドラリフト株式会社（以下「梅池ゴンドラリフト」といいます。）、梅池観光開発株式会社（以下「梅池観光開発」といいます。）及び株式会社白馬館（以下「白馬館」といい、以下総称し「事業者」といいます。）によって運営されています。

(スキー場管理事業者)

第2条 当スキー場の、馬の背コース、梅の森ゲレンデ、ハンの木ゲレンデ、白樺ゲレンデ、からまつゲレンデ、林道コース、TG PARKS及びTUGAIKE POWDER DBDエリアは、梅池ゴンドラリフトが管理しております。

- 2 当スキー場の、丸山ゲレンデ、チャンピオンゲレンデ及び親の原ゲレンデは、梅池観光開発が管理しております。
- 3 当スキー場の、鐘の鳴る丘ゲレンデ、鐘の鳴る丘第2ゲレンデ及び梅池キッズパークは、白馬館が管理しております。
- 4 当スキー場のパトロール業務は梅池ゴンドラリフトが行なっております。

(索道事業者)

第3条 当スキー場の、ロープウェイ、ゴンドラリフト「イヴ」、つが第1ペアリフト、つが第2ペアリフト、ハンの木高速ペアリフト、ハンの木第1クワッドリフト、ハンの木第3クワッドリフト、白樺クワッドリフト及びからまつ高速ペアリフトは、梅池ゴンドラリフトが運行しております。

- 2 当スキー場の、チャンピオンクワッドリフト、梅池第1ペアリフト、梅池中央トリプルリフト及び丸山第1クワッドリフトは、梅池観光開発が運行しております。
- 3 当スキー場の、鐘の鳴る丘スカイライナーⅡ、鐘の鳴る丘スカイライナーⅢ及び鐘の鳴る丘ロマンスリフトは、白馬館が運行しております。

(定義)

第4条 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) スノースポーツ スキーやスノーボードに代表される全ての雪上スポーツをいいます。
- (2) 利用者 有償・無償を問わず当スキー場を利用する全ての者をいいます。
- (3) 境界 当スキー場の内外を表す境目をいいます。
- (4) 閉鎖区域 当スキー場の内外を問わず滑走や出入りを禁止された区域をいいます。
- (5) マーキングポール 境界や閉鎖区域等を示すポールをいいます。
- (6) バックカントリー 当スキー場外の自然の雪山をいいます。

(適用範囲)

第5条 当スキー場における事業者と利用者間における、スキー場利用契約及び索道事業に関する運送契約は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。

2 事業者が、この約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で、この約款の一部条項について特約に応じた場合は、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

第2章 スキー場利用契約

(利用又は継続の拒絶)

第6条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当スキー場の利用又は継続を拒絶します。

- (1) 当該利用の申込みが、この約款によらないものである場合
- (2) 当スキー場の利用に関し、申込者から、事業者で対応できない特別な負担を求められた場合
- (3) 当スキー場の利用が法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するものである場合
- (4) 泥酔者等当スキー場利用上の安全を期しがたいと認められる場合
- (5) 天災その他やむを得ない事由により当スキー場利用に支障がある場合
- (6) パトロール等当スキー場の係員の指示に従わない場合
- (7) 利用者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)による指定暴力団及び指定暴力団員並びに反社会团体員等である場合
- (8) 前各号に掲げる外、正当な理由がある場合

(利用の制限)

第7条 事業者は、天候その他やむを得ない事由により当スキー場の安全に支障がある場合は、当スキー場の全部又は一部の利用を制限させて頂くことがあります。

2 事業者は、競技会の開催等事業者の都合により、当スキー場の一部の利用を制限させて頂くことがあります。

(スノースポーツに内在する危険)

第8条 利用者は、スノースポーツには、内在する次の各号の危険があることをご理解下さい。

- (1) 降雪、吹雪、降雨、濃霧など、天候にともなう危険
- (2) 崖、斜面、凸凹、溝、沢など、地形に伴う危険
- (3) アイスバーン、深雪、クレバス、雪崩など、雪質や雪面状態による危険
- (4) 立木、切り株、茂み、岩石、露出した地表など、自然の障害物による危険
- (5) リフトの支柱、人工降雪設備、標識、ロープ、マット等、人工の工作物との衝突による危険
- (6) 雪上車両との衝突の危険
- (7) テレインパークの利用にともなう危険
- (8) スピードの出し過ぎによる危険
- (9) 自己転倒による危険
- (10) 他の利用者との衝突による危険
- (11) 疲労、飲酒、薬の服用、体調不良による危険
- (12) 不適切な用具の使用による危険
- (13) その他、これらに類する危険

(滑走にあたって)

第9条 利用者は、前条に記載された、スノースポーツに内在する危険を予測し、危険を回避しながら滑走して下さい。

2 利用者は常に前方を注視し、いつでも止まったり曲がったりできるよう滑走して下さい。

(標識・指示の遵守)

第10条 利用者は、標識・掲示や場内放送、コースマップに記載されている注意書・警告、パトロール等事業者の係員の指示に従って行動して下さい。

- 2 当スキー場では、マーキングポールとして、当スキー場の境界を上部が「黄色と黒色」のポール、「閉鎖区域」を上部が「黄色」のポールで統一して規制しています。
- 3 利用者は、標識、コースマップ、マーキングポール等を確認し、スキー場の「境界」や「閉鎖区域」を把握し、許可されたコースのみ滑走して下さい。
- 4 滑走を許可されたコースか否かの判断に迷う場合は、パトロールにお尋ね下さい。

(バックカントリーのご利用)

第11条 当スキー場を利用して、バックカントリーを目指す利用者は、当社指定のゲートからバックカントリーに出て下さい。

- 2 当スキー場指定のゲート以外や当スキー場のコースの途中から、バックカントリーに出ることはできません。
- 3 バックカントリーに出る際は、所定の登山計画書を、梅池ゴンドラ山麓駅下にある梅池登山相談所のポストに提出し、長野県登山安全条例が指定する登山道を利用する場合には同条例指定の登山計画書を同条例が指定する方法で提出して下さい。

(TSUGAIKE POWDER DBD)

第12条 TSUGAIKE POWDER DBD (以下「TSUGA POW」といいます。)のご利用には、当該シーズンの初回のみ、当スキー場指定の動画の視聴、同意書の必読及び同意書への署名が必要となります。

- 2 前項の動画の視聴、同意書の必読及び同意書の署名後、TSUGA POWが滑走できることを証する腕章をお渡しいたします。
- 3 TSUGA POWは、腕章を着用しないと滑走できません。
- 4 TSUGA POWは18歳以上の方がご利用できます。但し、中学生は保護者同伴、高校生は初回同意書に保護者の署名があればご利用できます。
- 5 TSUGA POWの入り口にはゲートがあり、各ゲートが開放されている場合のみ滑走できます。
- 4 TSUGA POWは開放された各ゲート以外からは進入できません。

(禁止行為)

第13条 利用者に対しては、次の各号を禁止します。

- (1) 閉鎖区域に立ち入ったり、滑走したりすること
- (2) 当スキー場の営業時間外に当スキー場に立ち入ること
- (3) 当スキー場指定のゲート以外からバックカントリー出ること
- (4) 当スキー場が定めた場所以外で当スキー場内をハイクアップすること
- (5) 立木、リフト支柱、人工降雪設備、ネット、ロープ、マット等の間近を滑走すること
- (6) 他の利用者の間近を滑走すること
- (7) 他の利用者の滑走を妨げること
- (8) 圧雪車(コース整備車)を含む全ての雪上車両に近づくこと
- (9) 索道の運行を妨げること

- (10) 飲酒や薬の服用などの影響により、心身が正常でない状態で滑走すること
 - (11) 長時間コース内で立ち止まったり、座り込んだりすること
 - (12) 事業者の許可なく、当スキー場で営利行為をなすこと
 - (13) 事業者の許可なく、ドローンを飛行させること
 - (14) 事業者が定めた場所以外でキャンプ、幕営等を行うこと
 - (15) 事業者が定めた場所以外で喫煙すること
 - (16) 空き缶、たばこの吸い殻、その他の物品を、指定の場所以外に捨てたり、放置したりすること
 - (17) 犬等の動物をスキー場に放つこと
 - (18) その他、これらに類する行為
- (徐行義務)

第14条 利用者は、次の各号の状況下では徐行して下さい。

- (1) 徐行の標識のあるところ
 - (2) 地形や障害物で、前方が見えにくいところ
 - (3) シーズン初めや春先などで積雪が十分でないところ
 - (4) 降雪、吹雪、濃霧、日没時などで視界が悪い場合
 - (5) 天候の具合で雪面の高低や凸凹が分かりにくい状況の場合
 - (6) 立木、切り株、茂み、岩石、露出した地形など、自然の障害物に近づいた場合
 - (7) ゴンドラやリフト支柱、人工降雪設備、ネット、ロープ、マットなど、人工の工作物に近づいた場合
 - (8) コースの合流地点やコースが狭いところ
 - (9) ロープウェイ、ゴンドラ又はリフトの乗り場や降り場に近づいた場合
 - (10) コースが混雑している場合
 - (11) キッズエリアに近づいた場合
 - (12) 業務のために出動しているパトロールや運行している雪上車両に近づいた場合
 - (13) その他、徐行しないと危険な箇所を滑走する場合
- (滑走時の義務)

第15条 利用者は、次の各号に従って滑走して下さい。

- (1) 滑り出し、他のコースからの合流、コース横断の場合は、コース上方からの滑走者を優先させること
- (2) 滑走中は前方の滑走者の動向を注視し、前方の滑走者との間に安全な距離を保つこと
- (3) 追い越す場合は、追い越される者の不意の動きも考慮したうえで、十分な間隔をあけて追い越すこと
- (4) 転倒した際は、できるだけ速やかにコースをあげ、コースの脇に避けること
- (5) コースで、立ち止まったり、登り降りをしたり、休憩したりする場合は、コースの端を利用すること
- (6) 業務のために出動しているパトロールや運行している雪上車両がある場合は、その業務や運行を優先させ、進路をあけて停止又は徐行すること
- (7) 流した滑走具で他の利用者に危害を与えないよう、滑走具に流れ止めを付けること

(TG PARKSの利用)

第16条 当スキー場のテレインパークであるTG PARKSをご利用する場合は、次の各号を遵守してください。

- (1) 掲示板に記載された注意事項に従うこと
- (2) 自らの能力と技術の範囲内で滑走すること
- (3) 着地点の周囲の安全を確認してからスタートすること
- (4) ヘルメットその他必要な防具を着用すること

(指導者の責務)

第17条 当スキー場において受講者を指導・監督する者(以下「指導者」といいます。)は、この約款を率先して遵守してください。

- 2 指導者は、受講者に滑走技術を教えるだけでなく、この約款に定める事項及び安全に滑走する方法も指導してください。
- 3 指導者は、他の利用者の妨げとなるような方法や場所で指導することは控えて下さい。
- 4 指導者は、天候、雪質、コース状況等を考慮したうえ、受講者に不適切な課題を課したり、危険にあわせたりしないよう指導して下さい。

(受講者の責務)

第18条 受講者は、当スキー場において他の利用者に対して何らの優先権を持ちません。

- 2 受講者は、指導者の指示や注意に従うだけでなく、自らこの約款に定める事項を守って行動してください。

(子供の保護者・付添人の責務)

第19条 保護者・付添人は子供の能力を見極め、子供を危険にあわせないようにしてください。

- 2 保護者・付添人は、子供に対し、この約款に定める事項について教えるよう努めて下さい。

(スノースポーツの指導等の許可)

第20条 当スキー場においては、当スキー場のオフィシャルスキースクールを除き、営利を目的としたスノースポーツの指導等を行う場合、別に定める「つがいけマウンテンリゾートスノースポーツ指導等営業活動利用規約」に基づき、事業者の許可が必要となります。

(事故時の協力)

第21条 事故の当事者及び目撃者は、速やかに事故の発生状況をパトロール等事業者の係員に通報してください。

- 2 全ての利用者は、事故が起きた場合、事故者を援助するように努めて下さい。
- 3 事故の当事者及び目撃者は、相互に身元を確認して下さい。
- 4 事業者は、事故が起きた場合、当事者や目撃者を問わず、身元を確認させて頂くことがあります。

(安全用具)

第22条 利用者は、ヘルメット等の安全用具を着用するように努めて下さい。

(保険加入の勧め)

第23条 利用者は、事故に備えて、あらかじめ傷害保険や損害保険に加入するよう努めてください。

(閉鎖区域等の搜索救助費用の負担)

第24条 当スキー場の閉鎖区域や第12条の規定に違反してTSUGA POWで遭難した利用者(以

下「閉鎖区域等遭難者」といいます。)や閉鎖区域等遭難者の家族、友人及び知人等から、当スキー場に捜索救助要請があり、事業者が閉鎖区域等遭難者の捜索救助活動を行った場合、事業者から、閉鎖区域等遭難者に対し、次の各号の費用を請求させていただきます。

- (1) 捜索救助要員1名 20,000円(1時間あたり)
- (2) 後方サポート要員1名 10,000円(1時間あたり)
- (3) 本部対応要員1名 10,000円(1時間あたり)
- (4) 圧雪車両1台 100,000円(1時間あたり)
- (5) 梅池ゴンドラリフト 300,000円(1時間あたり)
- (6) スノーモービル 10,000円(1時間あたり)
- (7) 食事代 実費
- (8) その他、捜索救助状況に応じて発生した費用は別途請求

2 事業者は、閉鎖区域等遭難者の遭難場所や気象条件等によって、事業者が閉鎖区域等遭難者の捜索救助活動を行えないと判断した場合、警察や消防等の関係官公庁に捜索救助を要請します。

3 警察や消防等の関係官公庁の要請により、民間救助隊が出動した場合は、民間救助隊より捜索救助費用が閉鎖区域等遭難者やその捜索救助を要請した者に請求されます。

(バックカントリーの捜索救助)

第25条 事業者は、バックカントリーで遭難した者(以下「バックカントリー遭難者」といいます。)の捜索救助を行いません。

2 事業者は、バックカントリー遭難者については、警察や消防等の関係官公庁に捜索救助を要請します。

3 事業者は、警察や消防等の関係官公庁の要請により、事業者が圧雪車両やスノーモービルを出動させる等バックカントリー遭難者の捜索救助活動に協力した場合、バックカントリー遭難者やその捜索救助を要請した者に対し、第24条各号で規定する費用を請求させていただきます。

4 警察や消防等の関係官公庁の要請により、民間救助隊が出動した場合、民間救助隊より捜索救助費用がバックカントリー遭難者やその捜索救助を要請した者に請求されます。

(損害賠償請求)

第26条 事業者は、利用者の故意若しくは過失により、又は利用者が法令若しくはこの約款の規定を守らないことにより、事業者が損害を受けた場合、その利用者に対し、その損害の賠償を求めます。

(カスタマーハラスメントへの対応)

第27条 事業者は、利用者からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、事業者の労働者の就業環境が害されるものを、カスタマーハラスメントと認定します。

2 事業者は、カスタマーハラスメントと認定した場合、利用者からのクレーム・言動に対応できない理由を当該利用者にご説明させていただいたうえ、次の各号に定める対応をいたします。

(1) 膠着状態に至ってから一定時間を超える場合、お引き取りを願う又は電話を切ります。

(2) 複数回の電話に対しては、あらかじめ時間をお伝えし、それ以上の対応はしません。

(3) 連絡先を取得し、繰り返し不合理な要求があった場合、次回以降は対応しません。

(4) クレーム・言動を録音・録画します。

(5) SNSやインターネット上での誹謗中傷に関しては、損害賠償を請求し、名誉棄損等の犯罪行為に

該当する場合は、警察に被害届等を提出します。

(6) 必要に応じて弁護士への相談や警察に通報をします。

第3章 索道運送契約

(係員の指示)

第28条 旅客は、事業者の係員が運送の安全確保と秩序維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

(運送の引受け)

第29条 事業者は、次条の規定により運送の引受け若しくは継続を拒絶する場合又は第7条の規定により運送を制限する場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。

(運送の引受け及び継続の拒絶)

第30条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶します。

- (1) 当該運送の申込みがこの約款によらないものである場合
- (2) 当該運送に適する設備がない場合
- (3) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められた場合
- (4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合
- (5) 天災その他やむを得ない事由により運送上支障がある場合
- (6) 旅客が係員の指示に従わない場合
- (7) 索道施設に関する技術上の基準を定める省令（昭和62年運輸省第16号）第40条1項に規定する物品を所持する場合
- (8) 旅客が泥酔した者又は監護者に伴われていない小児等であって、運送上の安全を期し難いと認められる場合
- (9) 旅客が感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（疑似症患者及び無症状病原体保有者を含む。）又は新感染症の所見のある者である場合
- (10) 前各号に掲げる場合の外、正当な事由がある場合

(運転開始時刻等)

第31条 運転開始及び終了時刻は、別に定め、関係の営業所その他の事業所（以下「事業所」といいます。）及び当該索道の停留場に掲示します。

2 運転開始及び終了時刻は、天災その他やむを得ない事由による運送上支障がある場合には、変更されることがあります。

(運送の制限等)

第32条 事業者は、天災その他やむを得ない事由による運送上の支障がある場合又は事業者の都合により、索道の運転を制限又は停止、乗車券の販売を制限又は停止、定員又は手回品の大きさ若しくは個数を制限することがあります。

2 事業者は、前項の規定による制限又は停止をする場合には、あらかじめ、その旨を事業所、出札所及び当該索道の停留場に掲示します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
(索道の乗降にあたって)

第33条 旅客は、掲示板の注意書をよく読み、これに従って当該索道に乗降して下さい。

2 索道の乗降に不安を感じる方は、その旨を係員に申し出て、必要な援助を得て下さい。

(ICチケット)

第34条 当スキー場の索道の乗車券はICカード(以下「ICチケット」といいます。)となります。

2 ICチケットの所有権は旅客にあり、お持ち帰り頂けます。

(ICチケットの所持)

第35条 旅客は、ICチケットを所持しなければ乗車できません。

(ICチケットの発売)

第36条 事業者は、ICチケットを出札所等において発売します。

(ICチケットの効力)

第37条 ICチケットは、複数人による使い回しはできず、同一人のみご利用できます。

2 旅客が、第10条、第11条若しくは第12条の規定に違反した場合又は第13条各号に規定された禁止行為を行った場合、ICチケットを使用停止にする場合があります。

3 有償無償を問わず旅客が譲渡若しくは貸与したICチケット又は旅客その他の者が偽造若しくは変造したICチケットは無効とします。

(ICチケットによる改札等)

第38条 事業者は、停留場に設置されたICゲートにおいて、改札を行います。

2 旅客は、事業者の係員がICチケットの点検のため、ICチケットの提示を求めた場合、これを拒むことはできません。

(運賃及び適用方法)

第39条 事業者が旅客から收受する運賃及び料金は、事業所又は出札所等に掲示したものによります。

(運転中止の場合の運送途中の旅客に対する取扱い)

第40条 天災その他やむを得ない事由により、索道の運転を中止した場合は、運送途中の旅客に対し、途中降車等の安全措置を講じ、運転再開後に当該索道事業者の責任により必要な運送継続の措置を行います。

(運賃の払戻し)

第41条 天災その他やむを得ない事由により全ての索道の運転を中止した場合は、別に定める規程により運賃の払戻しを行います。ただし、風、雨、雪、雷及び霧等により、運送の安全確保のため一時的に運転を中止した場合は、この限りではありません。

(ICチケットの再発行)

第42条 事業者は、旅客がICチケットを紛失した場合、ICチケットの再発行をしません。ただし、災害その他の事故によりその滅失の事実を証明する官公署発行の証明書を提出した場合は、旅客の請求により原ICチケットと同一の効力を有する新ICチケットを発行します。

(旅客の遵守すべき事項)

第43条 旅客は、索道の利用にあたって事業者が定めて停留場等に掲示した利用上の注意事項に従っていただきます。

(旅客に対する責任)

- 第44条 梅池コンドラリフトは、第3条第1項に規定された索道の運送によって、旅客の生命又は身体を害した場合は、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、梅池コンドラリフトが当該索道の運送に関し注意を怠らなかったことを証明した場合は、この限りではありません。
- 2 梅池観光開発は、第3条第2項に規定された索道の運送によって、旅客の生命又は身体を害した場合は、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、梅池観光開発が当該索道の運送に関し注意を怠らなかったことを証明した場合は、この限りではありません。
- 3 白馬館は、第3条第3項に規定された索道の運送によって、旅客の生命又は身体を害した場合は、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、白馬館が当該索道の運送に関し注意を怠らなかったことを証明した場合は、この限りではありません。
- 4 第1項から第3項の場合において、当該事業者の旅客に対する責任は、その損害が当該搬器に乗車中又は乗降中に生じたものに限りします。
- 5 第1項から第3項の規定にかかわらず、当該事業者は次の各号のいずれかに該当する場合は、責任を負わないことがあります。
- (1) 大規模な火災、震災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において運送を行う場合
- (2) 運送に伴い通常生ずる振動その他の事情により生命又は身体に重大な危険が及ぶおそれがある者の運送を行う場合

(手回品に関する責任)

- 第45条 梅池ゴンドラリフトは、第3条第1項に規定された索道における旅客の運送によって生じた、旅客の手回品及び着衣、メガネ、時計、その他の身の回り品について滅失又はき損によって生じた損害を賠償する責に任じません。ただし、その滅失又はき損について梅池ゴンドラリフト又は梅池ゴンドラリフトの係員に故意又は過失があった場合は、この限りではありません。
- 2 梅池観光開発は、第3条第2項に規定された索道における旅客の運送によって生じた、旅客の手回品及び着衣、メガネ、時計、その他の身の回り品について滅失又はき損によって生じた損害を賠償する責に任じません。ただし、その滅失又はき損について梅池観光開発又は梅池観光開発の係員に故意又は過失があった場合は、この限りではありません。
- 3 白馬館は、第3条第3項に規定された索道における旅客の運送によって生じた、旅客の手回品及び着衣、メガネ、時計、その他の身の回り品について滅失又はき損によって生じた損害を賠償する責に任じません。ただし、その滅失又はき損について白馬館又は白馬館の係員に故意又は過失があった場合は、この限りではありません。

(旅客の責任)

- 第46条 事業者は、旅客若しくは荷主の故意若しくは過失により、又は旅客若しくは荷主が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより、当該事業者の運行する索道が損害を受けた場合は、その旅客若しくは荷主に対し、損害の賠償を求めます。

(割増運賃等)

- 第47条 事業者は、旅客が次のいずれかに該当する場合は、所定の運賃額及びその2倍の割増運賃

の支払いを求めます。

- (1) 乗車時に有効な I C チケットを使用しない等で無賃乗車した場合
 - (2) 有償無償を問わず旅客が譲渡又は貸与した I C チケットにより乗車した場合
 - (3) 偽造又は変造した I C チケットにより乗車した場合
- (共通乗車券)

第 4 8 条 当スキー場と共通乗車券による旅客の運送の取扱いに関する取決めのある索道事業者が発行する共通乗車券は、事業者の I C チケットとみなします。

2 前項の共通乗車券により行われる旅客及び手回品の運送については、当スキー場の索道の運送区間に関しては、この約款の規定が適用されます。

第 4 章 約款の変更等

(約款の変更等)

第 4 9 条 本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じた場合、民法第 5 4 8 条の 4 の規定に基づいて変更するものとします。

2 変更を行う旨、変更後の規定の内容及びその効力発生時期は、効力発生時期が到来する 1 か月前までに、当社のウェブサイト等により周知いたします。

附 則

この約款は、令和 7 年（2 0 2 5 年）2 月 2 1 日より実施します。